

郵便はがき

63円切手を
貼ってポスト
に投函し
て下さい

100-0014

東京都千代田区永田町2-3-1

総理大臣官邸

内閣総理大臣
安倍晋三様

東京高検検事長黒川弘務氏の 違法な定年延長に抗議します

安倍政権は、2020年1月31日、東京高検検事長の黒川弘務氏の定年延長の閣議決定を行いました。その狙いは、政権に近いとされる黒川氏を検事総長に据えて、首相自らの桜を見る会に関連する疑惑や元法相らの公職選挙法違反事件、自民党議員のIR汚職事件の捜査を進めさせないことにあるとも言われています。

検事総長以外の検察官の定年は検察庁法で63歳と規定されており、国家公務員法の定年延長規定が検察官に適用されることは法解釈としてありえません。閣議決定は違法です。

安倍首相は、国政の私物化を繰り返してきました。今回の検事長定年延長は究極の権力の私物化であり、「厳正公平、不偏不党」のはずの検察制度を瓦解させ、司法の独立を侵すものです。憲法と法律に違反する安倍政権に対し強く抗議し、検事長定年延長の閣議決定の撤回と、当初の定年のとおり黒川弘務検事長の辞職を求めます。

名前

.....

住所

.....

私のひとこと